

(学生・教職員の皆様へ)

新型コロナウイルス感染症への対応指針について [注意喚起：第24報]

(令和3年7月6日現在)

新型コロナウイルス感染症については、世界保健機構(WHO)が、2020年3月11日にパンデミック宣言を行ってから、1年以上が経過しました。

感染者数は未だ世界的に増加の一途を辿っており、日本国内においても、第4波の襲来が見られ、「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」等の厳しい対応を余儀なくされている現状にあります。香川県下でも、5月7日に、1日あたりの感染者数が過去最大となる78名を記録するなど県下への影響は大きく、5月9日より、緊急度が一番高い緊急事態対策期に引き上げられました。その後、感染拡大が一時的な収まりを見せつつあることから、7月6日現在では、感染拡大防止対策期に引き下げられましたが、大都市圏では依然、感染再拡大の兆しが見受けられる状況です。

こうした感染症拡大の原因の一端には、変異株の流行が挙げられ、若年層への感染拡大と重症化率の増加という新たな局面を迎えていることが指摘されております。

このため、コロナ禍でのワクチン接種が今後広く浸透するまでは、感染拡大の防止に向け、これまでも増して、教職員・学生ともに自覚と責任を持った対応が求められております。

ついては、本学における新型コロナウイルス感染への対応について、以下に記載しますので、当該基本方針を踏まえ、感染防止に努めるようお願いいたします。

ただし、新型コロナウイルス感染防止に関する本学及び社会における対応状況は日々変化していますので、定期的な最新情報の確認をお願いします。

※1 学生に関する記載は、以下、赤字で記載しておりますので、注意して確認ください。

※2 本対応指針で記載する「所属学部・研究科等の事務」とは、学生の場合は各部局の学務担当、教職員の場合は各部局の総務担当を示します。

1. 感染症予防について

○ 体調確認を徹底すること

※ 「健康チェックシート」により、日々の健康状態を記録してください。

「健康チェックシート」 <https://www.kagawa-u.ac.jp/files/5915/9920/3191/03.xlsx>

○ 3つの密（密閉・密集・密接）の防止を徹底すること 【十分な間隔の確保、換気の実施等】

○ 飛沫感染、接触感染の防止を徹底すること 【マスク着用、手指消毒の徹底等】

※ マスク非着用者が散見されますので、キャンパス内では必ずマスクを着用してください。

○ 厚生労働省による「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を可能な限りインストール

※ 詳細は別紙1『「新しい生活様式」の実践例』を参照ください。

- 施設や店舗等の利用、イベント参加の際は、香川県が導入したLINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」を可能な限り利用ください。
- 家族、親族以外との複数人での会食(特にアルコールを伴う飲食)は原則禁止とします。

2. 新型コロナウイルスの感染等への対応について

2-1 風邪等の症状(新型コロナワクチン接種後の副反応は除く)が見られる場合

- 軽い発熱や咳などの症状が見られる場合は、当該症状が完治するまで、勤務措置については、教職員は特別休暇(有給)とします。

学生の場合は、発熱や咳などの症状がみられる場合、当該症状が完治するまでは、大学構内への立ち入りを禁止します。なお、発熱等の体調不良、又は大学構内への立ち入りが禁止されたこと等により、遠隔講義の受講が困難と認められる場合は、特別な事由による欠席(公欠)扱いとなりますので、所属学部・研究科等の事務まで申し出てください。

ここで言う、当該症状の完治とは、「解熱剤、咳止め、風邪薬等を服用していない状態で、無症状が3日間以上続く」ことを指します。ただし、通学・通勤の可否判断は、受診した医療機関の判断を優先することとします。

<教職員の特別休暇について>

令和2年3月6日付け学長通知「新型コロナウイルス感染拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の特別休暇(有給)の適用について」に基づき、特別休暇(有給)を適用します。

- 発熱などの症状がある方は、まずは、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関に電話でご相談ください。その他、どこに相談してよいか分からない場合は、「香川県新型コロナウイルス健康相談コールセンター Tel: 0570-087-550」(以下、相談コールセンター)に連絡ください。
- 相談コールセンターから受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することは控えてください。
- 相談コールセンターから受けた指示を含め、本人等から、電話で所属学部・研究科等の事務へ連絡してください。また、所属学部・研究科等の事務は連絡を受けた場合、学生に関しては保健管理センター、教職員は給与福利グループへ報告してください。
- 診断の結果、新型コロナウイルスに感染していることが確認された場合は、登校・出勤せずに、電話で所属学部・研究科等の事務へ連絡してください。所属学部・研究科等の事務は、連絡を受けた場合、学生に関しては保健管理センター、教職員に関しては給与福利グループへ報告してください。
- 新型コロナウイルスへの感染が確認された方の通学、勤務については、退院もしくは隔離宿泊施設からの帰宅翌日から可能とします。ただし、各部局の判断において必要と認める場合、退院もしくは隔離宿泊施設からの帰宅翌日以降も、自宅待機期間を設定することができます。自宅待機期間中は、登校禁止または就業禁止(有給)扱いとします。教職員の場合、体調面で発熱・咳等の自覚症状が無く、『①勤務時間管理者から勤務を命じられた場合、』または、『②勤務時間管理者に申請し、勤務時間管理者の承認を得た場合、』については在宅での勤務を可能とします。

2-2 新型コロナウイルスの感染者に濃厚接触したと疑われる場合

- 下記の事例に該当するなど、感染者に濃厚接触して自分自身が感染した可能性が高いと判断される場合は、躊躇せず電話で所属学部・研究科等の事務へ相談して、その指示に従ってください。また、所属学部・研究科等の事務は連絡を受けた場合、保健管理センターと相談のうえ協議してください。なお、個人情報の取扱については、特段の配慮をもって対応いたします。

(例1)生活を共にしている家族、またはそれに準ずる人が感染者、若しくは検査対象者になった場合

(例2)感染が確認された施設や乗り物に同じ時間帯にいたなど、感染の可能性が高いと思われる場合

(例3)参加せざるを得なかった会議、会合等の参加者から、後日、感染者の発生が確認された場合

(例4)保健所から連絡があり、検査等を勧められた場合

- 保健所の判断により、濃厚接触者に該当するとされた場合は、感染者と最後に接触した日の翌日から14日間は外出を控えていただくとともに、登校禁止または就業禁止(有給)とします。また、同居するご家族が、保健所の判断により、濃厚接触者に該当するとされた場合は、判断した保健所に、自身の対応についてご確認ください。自宅待機と判断された場合は、その期間中は登校禁止または就業禁止(有給)とします。自宅待機の指示がなかった場合は、同居されている濃厚接触者の方の陰性が判明するまでの期間、登校禁止または就業禁止(有給)とします。ただし、教職員の場合、体調面で発熱・咳等の自覚症状が無く、『①勤務時間管理者から勤務を命じられた場合、』または、『②勤務時間管理者に申請し、勤務時間管理者の承認を得た場合、』については在宅での勤務を可能とします。

※ 学生及び教職員の新型コロナウイルス感染疑いに関して、休む場合のフローチャートを併せて公開いたします。

3. 海外渡航について

- 海外への渡航については、原則禁止といたします。
解除時期については、厚生労働省・外務省等の動向を見て判断するものとします。
- 既に海外渡航済の者は、帰国後は、体調の変化に充分注意し、下記「4. 帰国後の医療相談について」に従ってください。

4. 帰国後の医療相談について

- 入国した空港等の検疫所の指示に従ってください。
- 検疫所あるいは紹介された医療機関から受けた指示について、**本人等から、電話で所属学部・研究科等の事務へ連絡してください。**所属学部・研究科等の事務は、連絡を受けた場合、学生に関しては保健管理センター、教職員に関しては給与福利グループへ報告してください。
- 海外から帰国後翌日から14日間は不要不急の外出を控え、毎日、体温測定等、健康状態を厳重に観

察してください。入念な体調観察を行うとともに、自宅待機(自宅学習等)としてください。自宅待機期間の取扱については、教職員は就業禁止(有給)とします。

- 学生、教職員は、**本人等から所属学部・研究科等の事務へ連絡してください。**所属学部・研究科等の事務は、連絡を受けた場合、学生に関しては保健管理センター、教職員に関しては給与福利グループへ報告してください。
- 帰国後 14 日間の観察期間内に発熱等の風邪症状が出た場合は
上記、2. 新型コロナウイルスの感染等への対応についてに基づいて行動してください。

5. 県外への移動及び県外からの移動について

5-1 学生の場合

- 不要不急の県外への移動については慎重に検討してください。特に、国の「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」発出区域への不要不急の往来については禁止とします。やむを得ず、上記対象区域へ移動する場合は、事前に所属学部・研究科等の事務へ、期間、行先、目的等を届出てください。また、帰県後翌日から7日間の自宅待機とし、検温等の健康観察と行動記録を、14日間取ってください。ただし、通勤・通学に伴う隣県からの移動については、隣県が上記対象区域となった場合であっても、禁止の例外(7日間の自宅待機不要)とします。

5-2 教職員の場合

- 不要不急の県外への移動については慎重に検討してください。
「緊急事態宣言」対象区域への出張及び研修は原則禁止とします。私的な移動についても自粛をお願いします。やむを得ず、上記対象区域へ移動する場合は、事前に所属学部・研究科等の事務へ、期間、行先、目的等を届出てください。また、帰県後翌日から7日間の自宅待機とし、検温等の健康観察と行動記録を、14日間取ってください。
ただし、通勤・通学に伴う隣県からの移動については、隣県が上記対象区域となった場合であっても、禁止の例外(7日間の自宅待機不要)とします。
また、所属部局等の長が認めた場合には、下記注意事項の遵守を条件に、禁止の例外(7日間の自宅待機不要)とします。
 - ① 通勤の際は、自家用車・自転車・徒歩によることとし、可能な限り他者との接触を避ける。
 - ② 学内に個室等の隔離スペースを確保できる場合は、当該スペースにおいて業務を行う。
ただし、その際は、他者との接触を必要最小限とし、メールや電話での連絡を基本とする。
 - ③ 大学に滞在する間は、常に衛生管理に気をつけ、アルコール等による手指消毒を頻繁に行うとともに、図書館や食堂など、全学共通スペース(トイレを除く)の利用を制限する。

「まん延防止等重点措置」対象区域へは、不要不急の往来を控えてください。もし、移動した場合、帰県後翌日から、体調確認のための期間として、検温等の健康観察と行動記録を14日間取ってください。

- 地域医療支援を目的とした移動は、禁止の例外としますが、十分な感染回避行動を心がけてください。
- 非常勤講師及び学外者についても、国の「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」発出区域から、来学してもらう場合には、学内教職員が帰県した際の取扱と同様とします。

(※ここより後の項目は、赤字部分についても、学生・教職員全てに該当します。)

- 県外へ移動する場合には、自身の体調に留意して感染防止対策に細心の注意(会食の自粛等)を払い、帰県後、体調に不安がある場合は、所属学部・研究科等の事務へ電話で連絡してください。なお、県外へ移動した場合、帰県後14日間は検温等の健康観察と行動記録を取っておいてください。
- 県外へ移動した場合、風邪等の症状が出ていない場合に限り、香川県への帰県日の翌日を起算日として5日間経過後、本学医学部において実施するPCR検査を受けることができます。なお、PCR検査の実施詳細については、別に定める実施要領を参照してください。
- 同居するご家族がやむを得ず、県外との間を移動しなければならない場合については、特段のご注意を払っていただくようお願いいたします。

6. 教職員の在宅勤務について

- 香川県下の感染拡大に関して、重大な懸念局面を迎えていることから、在宅勤務への切り換えがスムーズに実施される体制の準備を速やかに整えてください。テレワークを実施する場合、本学の情報セキュリティ関係規則等を遵守するなど、「国立大学法人香川大学の在宅勤務に関する要項」に基づき、実施することとします。

(参考)

- ・ 国立大学法人香川大学の在宅勤務に関する要項

<https://www.kagawa-u.ac.jp/files/8816/1888/5065/zaitaku.pdf>

7. 香川大学への入学等を希望されている留学生等の受入方針について

- 以下のページを確認してください。

https://www.kagawa-u.ac.jp/files/1616/1355/3706/Notice_to_international_students_planning_to_start_enrollment_at_Kagawa_University.pdf (香川大学への入学等を希望される留学生等の皆様へ)

8. 学生活動について

- サークル活動については、公認サークルへ別途周知しておりますルールに基づき活動するようにしてください。
- 各学部のサークル活動については、各学部の状況により対応が異なる場合があるため、各学部の指示に従ってください。以下のページへ情報掲載しますので、定期的な確認をお願いします。

https://www.kagawa-u.ac.jp/campus-life/student_life/extracurricular-info/circle-list/

- 感染防止徹底のため、キャンパス内外でのマスク着用は引き続き徹底してください。
また、家族、親族以外との複数人での会食(特にアルコールを伴う飲食)は原則禁止とします。
- サークルにおいて、複数の感染者が出た場合や、飲食を伴う行事の発覚等ルールが守られていない場合については、対象サークルのみならず、全サークル活動の活動禁止措置を実施する場合があります。

9. 諸行事の開催について

- 本学が主催するイベント等の開催は、令和3年6月28日に香川県から発出された「催物(イベント等)の開催制限の段階的緩和の当面の方針について」(別紙2)で示された目安を満たせば、可能とします。学内において、飲食を伴うイベント・会議を検討する場合、対面による多人数での飲食を伴うものについては実施を認めません。開催にあたり、感染拡大防止の観点から、令和3年6月28日に香川県から発出された『催物(イベント等)の開催にあたっての留意事項について』(別紙3)に記載されている事項について留意願います。
ただし、香川県から上記方針以外に、新たな制限方針が発出された場合は、最新の方針に従うものとします。
本学以外の主催イベント等への学生及び教職員の参加については、感染予防対策が充分取られている場合、可能とします。

今後、政府等の方針及び地域の状況に応じて、日々状況が大きく変化する場合があります。最新情報に即して、新たな対応を取る場合は、香川大学 HP(<https://www.kagawa-u.ac.jp/24945/>) (特設 HP：新型コロナウイルス感染症への対応について)でお知らせいたしますので、定期的な確認をお願いします。

※ 学生に関する記載は赤字で記載しておりますので、注意して確認ください。







危機対策本部長
寛 善 行

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

- 感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い**
- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
 - 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
 - 外出時や屋内でも会話をするとき、**人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスク**を着用する。ただし、**夏場は、熱中症に十分注意**する。
 - 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

- 移動に関する感染対策**
- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
 - 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
 - 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒** 咳エチケットの徹底
 - こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） 身体的距離の確保
 - 「3密」の回避（密集、密接、密閉）**
 - 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
 - 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養
- 





- 密集回避 密接回避 密閉回避 換気 咳エチケット 手洗い

(3) 日常生活の各場面別の生活様式

- 買い物**
- 通販も利用
 - 1人または少人数ですいた時間に
 - 電子決済の利用
 - 計画をたてて素早く済ませ
 - サンプルなど展示品への接触は控えめに
 - レジに並ぶときは、前後にスペース

- 公共交通機関の利用**
- 会話は控えめに
 - 混んでいる時間帯は避けて
 - 徒歩や自転車利用も併用する

- 娯楽、スポーツ等**
- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
 - 筋トレやヨガは、十分に人との間隔をもしくは自宅で動画を活用
 - ジョギングは少人数で
 - すれ違うときは距離をとるマナー
 - 予約制を利用してゆったりと
 - 狭い部屋での長居は無用
 - 歌や応援は、十分な距離かオンライン

- 食事**
- 持ち帰りや出前、デリバリーも
 - 屋外空間で気持ちよく
 - 大皿は避けて、料理は個々に
 - 対面ではなく横並びで座ろう
 - 料理に集中、おしゃべりは控えめに
 - お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

- イベント等への参加**
- 接触確認アプリの活用を
 - 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針について

令和2年 9月15日

令和3年4月30日改正

令和2年11月17日改正

令和3年6月28日改正

令和3年 3月 1日改正

催物開催の目安 下記の①人数上限及び②収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とする。(当面8月末まで)

① 人数上限の目安

適切な感染防止対策に留意し、開催制限の緩和を適用する場合の条件（「催物（イベント等）の開催にあたっての留意事項について」[別添 11](#)）が担保されている場合

5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方

（つまり収容定員が1万人以下の会場は5,000人、1万人超の会場は収容定員の50%が上限となる）

開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されていない場合は、中止も含めて慎重に検討すること

② 収容率の目安

		参加者が大声での歓声、声援等を発し、または歌唱すること等がない催物（※1）	参加者が大声での歓声、声援等を発し、又は歌唱すること等が想定されるもの催物
参加者の位置が固定され、入退場や区域内の適切な行動確保（※2）ができる催物		収容定員までの参加人数	原則として収容定員の50%までの参加人数 異なるグループ間又は個人間では座席を一つ空けることとしつつ、同一グループ内（5名以内）では座席等の間隔を設ける必要はない（参加人数は収容定員の50%を超えることもありうる）。
参加者が自由に移動できるものの、入退場や区域内の適切な行動確保ができる催物	収容定員が設定されている場合	収容定員までの参加人数	収容定員の50%までの参加人数
	収容定員が設定されていない場合	密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空けること	十分な人と人との間隔（1m）を空けること

※1）これまでの当該イベントの出演者等による類似のイベントの開催実績において、参加者が歓声、声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられていないこと（開催実績がない場合、類似の出演者によるこれまでのイベントに照らし、観客が歓声、声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないもの）。

※2）マスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止対策（[別添 11](#)）の徹底が行われること。また、演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染防止対策が業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されること。

催物の類型ごとの整理

イベントの性質	いずれも適切な感染防止対策を講じ、入退場や区域内の適切な行動確保ができるもの				全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なもの
座席等	参加者の位置が固定されているもの		参加者が自由に移動できるもの		
参加者の大声での歓声・声援の想定	参加者の大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの	参加者の大声での歓声・声援等が想定されるもの	参加者の大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの	参加者の大声での歓声・声援等が想定されるもの	
イベントの例 (詳細は次頁を参考にしたい)	・クラシック音楽コンサート、演劇、舞踏、伝統芸能、芸能・演芸、講演・式典等 ・飲食を伴うが、発声がないもの(※1)	・ロック・ポップコンサート等 ・スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス、ナイトクラブでのイベント等	展示会等	地域の祭り・行事等	花火大会、野外フェスティバル等
収容定員1万人以下	5,000人以内	5,000人以内かつ収容定員の50%以内(※2)	5,000人以内	5,000人以内かつ収容定員の50%以内	引き続き、中止を含めて慎重に検討すること(開催する場合には、入退場や区域内において、十分な人と人との間隔(1m)を設けるなど適切な行動を確保することとし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に検討すること)(※3)
収容定員1万人超	収容定員の50%以内	収容定員の50%以内	収容定員の50%以内	収容定員の50%以内	
収容定員が設定されていない場合	—	—	密が発生しない程度の間隔(最低限人と人が接触しない程度の間隔)を空けること	十分な人と人との間隔(1m)を空けること	
その他 (誘客施設等への適用)	映画館等	遊園地(絶叫系アトラクション)等	美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等	—	

※1) 飲食を伴うが、発声がない場合における感染防止策

具体的な条件（感染防止策）	
食事時以外のマスク着用厳守	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入場時に着用を確認し、必要に応じマスクの配布、販売を実施すること ・ イベント前に食事時以外のマスク着用徹底を動画上映・アナウンス等で周知すること ・ イベント中の適切な監視体制を構築し、確実なマスク着用を求めること ・ 着用状況を踏まえ、必要に応じ一層の周知を図る
発声が想定される場合の飲食禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 例えば、映画の場合は、発声が想定される場面（例：上映前後・休憩中のシアター内等）での飲食禁止 ・ その他の催物についても、上記の要件に照らし、会話の有無を判断し、会話があり得る場面では飲食禁止を徹底
十分な換気	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二酸化炭素濃度 1000ppm 以下かつ二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準を遵守していることが確認できること、または機械換気設備による換気量が 30 m³/時/人以上に設定されており、かつ、当該換気量が実際に確保されていること（野外的場合は確認を要しない）
連絡先の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ（COCOA）導入に向けた具体的措置の徹底 ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等
食事時間の短縮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長時間の飲食が想定される場合は、マスクを外す時間をなるべく短くするため、食事時間短縮のための措置を講ずるよう努めること

※2) 異なるグループ間又は個人間では座席を一つ空けることとしつつ、同一グループ内（5名以内）では座席等の間隔を設ける必要はない（参加人数は収容定員の50%を超えることもありうる）。

※3) 「十分な人と人との間隔（1m）」が設けられ、かつ、「当該間隔の維持」が可能となる場合の感染防止策

具体的な条件（感染防止策）	
身体的距離の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等） ・ 区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保
密集の回避	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定点カメラ・デジタル技術等による混雑状況のモニタリング・発信 ・ 誘導人員の配置 ・ 時差・分散措置を講じた入退場
飲食制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・ 過度な飲酒の自粛
大声を出さないことの担保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの
催物前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベント前後の感染防止の注意喚起 * 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
連絡先の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ（COCOA）導入に向けた具体的措置の徹底 ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等

催物（イベント等）の開催にあたっての留意事項について

令和2年 7月10日
令和2年 8月21日改正
令和2年 9月15日改正
令和2年 11月17日改正
令和3年 6月28日改正

香川県新型コロナウイルス対策本部

催物（イベント等）の開催については、別紙「催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針について」のほか、開催の検討に当たって、イベント主催者及びイベントを開催する施設の管理者は、感染防止の観点から下記の点に留意してください。

また、イベントへの参加者は、イベント主催者及びイベントを開催する施設の管理者からの下記の点に係る協力依頼等について、御協力をお願いします。

記

- ・ イベントを開催する際には、熱中症等の対策が必要な場合を除き、原則、マスクを着用することを促すこと。マスクを持参していない者がいた場合は主催者側でマスクを配布し、着用率100%を担保すること。また、こまめな消毒や手洗いなど、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底することを促すこと。
- ・ 入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある者はイベントの参加を控えてもらうようにすること。その際の払い戻し措置等を規定しておくこと。
- ・ イベントを開催する前に、イベント参加者に接触確認アプリ（COCOA）をインストールすることを促すこと。また、感染拡大防止のためにイベント参加者の連絡先等の把握を徹底すること。
- ・ 大声を出す者がいた場合、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備すること。スポーツイベント等では、ラッパ等の鳴り物を禁止し、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備すること。
- ・ イベントを開催する際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、いわゆる三密（密集、密接、密閉）の環境を作らないよう徹底すること。休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染を防止すること。入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限を実施すること。
- ・ 演者、選手等と観客がイベント前後、休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる。有症状者は出演・練習を控えること。

- ・イベントを開催する前後には、公共交通機関・飲食店等での密集を回避するために、交通機関・飲食店等の分散利用を注意喚起するとともに、可能な限り予約システム等の活用により分散利用を促進すること。
- ・イベント等におけるクラスターの発生があった場合、主催者は、感染防止対策の徹底、イベント等の無観客化、中止又は延期等の協力に応じること。
- ・その他、施設内のこまめな消毒や換気など、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底すること。
- ・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離を確保するほか、演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保するとともに、混雑時の身体的距離を確保した誘導や密にならない程度の間隔を確保すること。
- ・主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組みを行う旨、HP等で公表すること。
- ・全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるような大規模イベントの開催を予定する場合には、原則1か月前までに、県（問い合わせ先は下表のとおり）に事前相談をすること。

イベント等種別	問い合わせ先	電話番号	提出先アドレス
コンサート等	<u>文化芸術局</u> 文化振興課	087-832-3784	bunka@pref.kagawa.lg.jp
展示会等	<u>商工労働部</u> 経営支援課	087-832-3339	keiei@pref.kagawa.lg.jp
プロスポーツ等	<u>交流推進部</u> 交流推進課	087-832-3055	kouryu@pref.kagawa.lg.jp
その他	<u>政策部</u> 政策課	087-832-3126	seisaku@pref.kagawa.lg.jp

- ・事前相談の対象とならないイベントであっても、前述の感染防止に係る留意事項が適用されること。
- ・事前相談の対象とならないイベントにおいて、大声での歓声・声援等が想定されるものであるが、主催者等がイベントの特性に照らし、収容率上限50%を超える(100%以内の)イベントを開催する場合は、実績説明資料、感染防止対策のチェックリスト、結果報告資料をHP等で公表し、イベントから1年間保管すること。(大声・歓声等の発生等の問題が生じた場合には、結果報告資料を県に提出すること。)

事前相談シート

相談日 令和 年 月 日 ()

イベント主催者 団体名
 代表者名
 住 所
 連絡先
 担当者名

1 イベント内容

イベント名	
イベント概要	参加者の歓声・声援等の想定（どちらかに○） 有 ・ 無
イベント実施施設 (どちらかに○) 屋内・屋外	施設名 収容定員 名
	座席等（どちらかに○） 参加者の位置が固定されている・参加者が自由に移動できる
	所在地 連絡先
イベント実施日時	令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分 ~ 令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
参加人数見込	人程度
参加地域見込	(全国、関東圏、関西圏、中四国、四国、県内のみ等)

2 イベント開催にあたっての対応

留意事項	実施するものに○
○ 「催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針について」で示されている人数上限・収容人数の範囲である。	
○ 入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある者はイベントの参加を控えてもらうようにする。	
○ 上記の際の払い戻し措置等を規定している。	
○ イベントを開催する前に、イベント参加者に接触確認アプリ（COCOA）をインストールすることを促す。	
○ イベント参加者の連絡先等の把握を行う。	
○ イベントを開催する際には、熱中症等の対策が必要な場合を除き、原則、マスクを着用することを促す。マスクを持参していない者がいた場合は主催者側でマスクを配布し、着用率100%を担保すること。また、こまめな消毒や手洗いなど、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底することを促す。	
○ 大声を出す者がいた場合、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備する。スポーツイベント等では、ラッパ等の鳴り物を禁止し、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備する。	
○ イベントを開催する際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、いわゆる三密（密集、密接、密閉）の環境を作らないよう徹底する。休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染を防止すること。入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限を実施する。	
○ 演者、選手等と観客がイベント前後、休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる。有症状者は出演・練習を控える。	
○ イベントを開催する前後には、公共交通機関・飲食店等での密集を回避するために、交通機関・飲食店等の分散利用を注意喚起するとともに、可能な限り予約システム等の活用により分散利用を促進する。	
○ イベント等におけるクラスターの発生があった場合、主催者は、感染防止対策の徹底、イベント等の無観客化、中止又は延期等の協力に応じる。	
○ 大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離を確保するほか、演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保するとともに、混雑時の身体的距離を確保した誘導や密にならない程度の間隔を確保する。	
○ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組みを行う旨、HP等で公表する。	
○ その他、施設内のこまめな消毒や換気など、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底する。	

※開催チラシ、実施計画書、感染防止対策マニュアル及び参考とする業種別ガイドライン等をあわせてお示しください。

(映画館等で、飲食を伴うが、発声がない場合における感染防止策)

留意事項		実施するものに○
食事時以外のマスク着用厳守	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入場時に着用を確認し、必要に応じマスクの配布、販売を実施すること ・ イベント前に飲食時以外のマスク着用徹底を動画上映・アナウンス等で周知すること ・ イベント中の適切な監視体制を構築し、確実なマスク着用を求めること ・ 着用状況を踏まえ、必要に応じ一層の周知を図る 	
発声が想定される場合の飲食禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 例えば、映画の場合は、発声が想定される場面（例：上映前後・休憩中のシアター内等）での飲食禁止 ・ その他の催物についても、上記の要件に照らし、会話の有無を判断し、会話があり得る場面では飲食禁止を徹底 	
十分な換気	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二酸化炭素濃度 1000ppm 以下かつ二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準を遵守していることが確認できること、または機械換気設備による換気量が 30 m³/時/人以上に設定されており、かつ、当該換気量が実際に確保されていること（野外的場合は確認を要しない） 	
連絡先の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ（COCOA）導入に向けた具体的措置の徹底 ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等 	
食事時間の短縮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長時間の飲食が想定されうる場合は、マスクを外す時間をなるべく短くするため、食事時間短縮のための措置を講ずるよう努めること 	

(花火大会・野外フェスティバル等で、「十分な人と人との間隔（1m）」が設けられ、かつ、「当該間隔の維持」が可能となる場合の感染防止策)

留意事項		実施するものに○
身体的距離の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等） ・ 区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保 	
密集の回避	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定点カメラ・デジタル技術等による混雑状況のモニタリング・発信 ・ 誘導人員の配置 ・ 時差・分散措置を講じた入退場 	
飲食制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・ 過度な飲酒の自粛 	
大声を出さないことの担保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの 	
催物前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベント前後の感染防止の注意喚起 * 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進 	
連絡先の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ（COCOA）導入に向けた具体的措置の徹底 ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等 	

(大声での歓声・声援等が想定されるものであるが、主催者等がイベントの特性に照らし、収容率上限50%を超える(100%以内の)イベントを開催する場合)

	留意事項	該当するものに○
大声・歓声等なしの実績・実態(事前相談以前1年間)について確認	・食事を伴わないイベントであること	
	・イベントの出演者・チームについて、大声・歓声等が想定されないことが確認できること。 ▶ 過去イベントの音声又は動画のデータがある場合、ファン・来場者層の実態により確認 ▶ 過去イベントの音声又は動画のデータがない場合、主催者等が大声・歓声等なしのイベントを開催したことがあれば、類似イベントの音声又は動画のデータ、来場者層の類似性の説明、類似イベントの対策と同種の対策を講じることを示す計画書により確認 (主催者等が大声・歓声等なしのイベントを開催したことがない場合は、収容率上限50%を超える適用は認められない。)	
	・新規イベントの出演者・チームについて、過去に大声・歓声等ありのイベントの出演者・チームではないこと。 (過去に大声・歓声等ありのイベントの出演者・チームである場合は、過去に大声・歓声等なしのイベントの出演者・チームとの合同開催であること。過去に大声・歓声等ありのイベントの出演者・チームのみの開催であれば、収容率上限50%を超える適用は認められない。)	

※事前相談に当たっては、実績説明資料等を提出すること。

※イベントの開催後、結果報告資料を提出すること。(開催時、適切な感染防止策が講じられなかった場合や、大声・歓声等が発生したにも関わらず制止ができなかった場合には、改善策の提示を行うこと。)

※イベント主催者等の静止ができない程度に大声・歓声等が発生した場合や、感染防止策が不徹底であった場合、結果報告資料に虚偽の記載等が発覚した場合などには、県が指定する時点まで、当該主催者等について収容率上限50%を超える適用が行われないことがあること。(収容率上限50%以内でイベントを開催した場合においても同様とする。)

海外渡航者の登校制限

海外から帰国した

NO

YES

帰国の翌日から発熱・せき等の風邪症状が無く、14日を経過している。

YES

NO

所属学部の学務係に連絡し、症状無く、14日を経過するまで自宅待機してください。
(症状が有る場合は右上の「風邪症状が有る場合の登校制限」を参照)

無症状

登校可

但し、キャンパスへの入構が自粛または禁止となっている場合は除きます。
(※ 生協、PCルーム及び図書館等利用は限定的に可とする場合があります)

風邪症状の場合の登校制限

発熱・せき等の風邪症状があるか？

NO

YES

所属学部の学務係に連絡、
治療するまで登校禁止とします。

治療

登校可

但し、キャンパスへの入構が自粛または禁止となっている場合は除きます。
(※ 生協、PCルーム及び図書館等利用は限定的に可とする場合があります)

※ (医療機関でコロナ陽性と判断されなかった場合)
解熱剤、咳止め、風邪薬等を服用していない状態で、
解熱後3日間が経過した後、その翌日から登校可とします。

発熱などの症状がある方は、まずはかかりつけ医等の地域で身近な医療機関に電話で相談してください。

どこに相談すればよいか分からない場合は、
「香川県新型コロナウイルス健康相談コールセンター：0570-087-550」に連絡してください (休日も24時間対応)

新型コロナウイルス感染症に関する事務連絡チャート【教職員対応】

風邪症状の場合の
出勤制限

※海外から帰国の際は、「海外
から帰国後の対応について」の
流れに沿って対応すること

発熱・咳等の
症状がある。

YES

かかりつけ医等の地域で
身近な医療機関に電話で
相談し、その指示に従う。

症状とかかりつけ医から
の指示内容を所属部局の
総務担当に連絡。

NO

出勤可

症状がある時点で・・・

出勤不可
治癒するまでは
特別休暇

◆連絡を受けた所属部局の総務担当は、事務連絡フォーマットに、確認事項を記載し、給与福利グループへ連絡すること。

※（医療機関でコロナ陽性と判断されなかった場合）
解熱剤、咳止め、風邪薬等を服用していない状態で、
解熱後3日間が経過した後、その翌日から出勤可としま
す。

新型コロナウイルスへの感染が判明した際の連絡対応について【学生・教職員】

【陽性者】

陽性判断

病状と、保健所からの指示内容について、【担当部局】(※)へ報告する。

保健所からの指示に従い、行動する。

保健所からの退院・帰宅指示

通勤・通学可

①連絡

②対応

③適宜連絡

※指示内容に変更があった場合（自宅待機→入院）や退院時期が確定した際は、随時担当部局に報告する。

※退院もしくは隔離宿泊施設からの帰宅日翌日から可能

※ただし、担当部局より自宅待機の指示があった場合は、その指示に従う。

今後の授業、勤務に関する連絡窓口として対応するとともに、陽性者から聞いた内容を学内関係部署(*)へ報告する。

①'連絡

(*)学内関係部署とは
学生の場合：保健管理センター
教職員の場合：給与福利グループ
を指します

【香川大学
担当部局】

(※)【担当部局】とは、
学生の場合：
所属部局の学務担当

教職員の場合：
所属部局の総務担当
を指します